

会 議 録

会 議 名		平成23年度 第2回 小金井市図書館協議会		
事 務 局		図書館		
開催日時		平成23年7月21日(木)10時～12時		
開催場所		小金井市立図書館 本館 地下集会室		
出席者	委員	新井 利夫 浦野 知美 岡 衡平 菅家 和代 松尾 昇治 村谷 孝枝 矢崎 省三 山口源治郎		
	欠席者	荒井 容子 渡辺 一雄		
	事務局	天野生涯学習部長 田中館長 佐藤庶務係長 上石奉仕係長 菊池主査 杉村主査 小松主事 スポーツ振興担当課長		
傍聴者の可否		可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<p>1 議 題</p> <p>(1) 小金井市立図書館運営方針の見直しについて</p> <p>(2) (仮称) 小金井市貫井北町地域センター建設について</p> <p>(3) 図書館協議会条例の一部改正について</p> <p>(4) その他</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「青少年のための科学の祭典」への参加について</p> <p>(2) 議会関係</p> <p>(3) その他</p>		

<p>会議結果</p>	
<p>提出資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 小金井市立図書館運営方針（改定案） (2) （仮称）小金井市貫井北町地域センター建設実施設計にかかわる資料（会長提出） (3) 「青少年のための科学の祭典」 (4) 図書館協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表 (5) （仮称）小金井市貫井北町地域センター建設実施設計にかかわる資料（事務局提出） (6) 第97回全国図書館大会多摩大会
<p>その他</p>	

平成23年度第2回 小金井市図書館協議会

平成23年7月21日

【図書館長】 本年度第2回の図書館協議会を始めさせていただきます。私、前回はお休みさせていただきまして、申しわけございませんでした。荒井委員については欠席とのご連絡がございました。渡辺委員については、まだ連絡のほうはございません。

では、議事進行につきまして、松尾会長、よろしくお願ひいたします。なお、きょう、国体の関係でスポーツ振興担当課長が来ておりますので、説明のほうを冒頭させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【松尾会長】 おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。では、早速、協議会を始めさせていただきます。

式次第に従いまして、議題、報告事項がございますが、今おっしゃったとおり、26年に多摩国体が開かれますので、今、その準備をされていると思いますけれども、担当の課長さんがいらしていますので、まずそちらのほうのご説明からお願いします。

【スポーツ振興担当課長】 皆さんおはようございます。私、小金井教育委員会スポーツ振興担当課長の宮腰と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。この場をおかりしまして、現在、生涯学習部生涯学習課で準備を進めておりますスポーツ祭東京2013について、説明とお願ひをさせていただきます。

お配りしてあります資料「スポーツ祭東京2013について」をごらんください。スポーツ祭東京というのは、平成25年の9月から10月にかけて、東京都で行われる国民体育大会、いわゆる国体と呼ばれているものなのですが、国体とその後に行われる障害者スポーツ大会の2つを合わせたの愛称でございます。

国体は、毎年各県で持ち回りで実施している大会でありまして、東京での実施は54年ぶりになります。正式競技は37競技、公開競技は3競技、デモンストラクションの行事は50種目、それを各区市町村で実施いたします。その概要が1ページ目、2ページ目に書いてあります。

3ページをごらんください。小金井市での実施競技であります、小金井市では弓道とバスケットボールの2種目を実施します。なお、障害者スポーツ大会の競技は小金井市で

はございません。国体の競技2種目だけです。

実施に当たりましては、市が中心となり実行委員会をつくり、準備を行っていきます。今後の予定であります。資料の6ページをごらんください。平成23年度の欄で、右から2つ目の箱の中ですが、今月の7月27日に実行委員会設立総会及び第1回目の総会を開催し、その後、常任委員会、専門委員会と具体的な実践的な取り組みを行う組織を立ち上げ、来年度のリハーサル大会、そして平成25年度の本番に向けて準備をしていきます。

資料の4ページにお戻りください。実行委員会設立趣意書(案)がございます。要約しますと、1段落目には国体について、2段落目は近年のスポーツの状況、3段落目と4段落目に小金井市の開催競技とその意義、最後に、5段落目ですけど、実行委員会設立に向けたまとめを記載してあります。

この趣意書の3段落目にもございますが、小金井市で国体を実施することは、小金井市の魅力を発信していく絶好の機会であると思っております。そのためにも、行政だけでなく、関係機関、市民団体の皆様の協力のもと全市的な取り組みにしていきたいと考えています。つきましては、図書館活動に携わられている皆さんにも、今後お知恵やお力をおかりして、一緒に国体を盛り上げていただければと考えていますので、その節はどうかご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【生涯学習部長】 ちょっと補足で皆さんに私のほうからお願いしたいんですけども、今、スポーツ担当課長が説明したとおり、スポーツ祭東京2013ということで、いわゆる国体なんですけれども、多摩を中心として東京都で国体が行われるということでございます。私どもといたしましては、今、準備しているんですけども、このスポーツ祭東京2013をきっかけ、またチャンスとしてとらえて、小金井市、市民一体で取り組み、盛り上げていきたいという思いでございます。

つきましては、昨日も社会教育委員の会議のほうでも同様の説明とお願いをしてきました。そして、明日の公運審の会議におきましても説明とお願いをしていきたいと思っております。市全体で取り組んでいくんですけども、とりわけ生涯学習部、公民館、図書館、こういった国体に向けての取り組みができるかも含めて、皆さんのお知恵とご協力をいただきたいというような趣旨を述べまして、ご説明ということにさせていただきたいと思っております。

以上です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。今、ご説明いただいたことについて、

何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

当面の図書館の考え方というのは……。

【生涯学習部長】 来年度以降とか、そういうところで、例えば国体というか、スポーツに関する特集とか、そういったことも一緒に、公民館と連携したりとか、生涯学習、社会教育施設が連携して国体に向けて盛り上げていく、それが地域力、地域コミュニケーションの向上につながれば非常にいいのかなというふうに思っているのです、何かそういったことに取り組みればということで、とりあえず本日はそのお願いです。よろしく願いいたします。

【松尾会長】 よろしいですね。

【スポーツ振興担当課長】 ありがとうございます。皆さんよろしく願いいたします。

【松尾会長】 それでは、引き続き、次第に従いまして進めていきたいと思いますが、会議時間は2時間ですので、12時までには終わりたいと考えております。

きょうの議題は(1)の小金井市立図書館運営方針の見直しについてと、(2)の(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設について、それと、報告事項になりますけど、「青少年のための科学の祭典」への参加について、この3つを、それぞれ30分ぐらいずつの時間で割り振って進めていきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、(1)についてお願いします。

【図書館長】 まず資料の確認のほうを先にさせていただきます。本日は、まず次第があります。それから、番号が振ってございますが、事前配付資料で小金井市立図書館運営方針(改定案)を送付させていただいているかと思っております。それから、会長のほうからお配りした(2)(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設実施設計に係る資料、同じく会長のほうから、(3)として「青少年のための科学の祭典」、これについては実は差しかえ資料が岡委員のほうから出ていますので、差しかえのほうをお願いいたします。それから、(4)として図書館協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

それから、あとは事務局のほうから、同じく(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設実施設計に係る資料、これは会長の提出した資料とダブるものではございますが、提出してございます。それから、あとは(6)として、第97回全国図書館大会多摩大会の写しをお配りさせていただいています。それから、先ほどご説明のあったスポーツ振興担当課からの国体に関する資料、それから、公民館のほうから、月刊「公民館」、それから、年

に一遍出している事業のまとめを配付してございます。全部そろっていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、まず（１）の小金井市立図書館運営方針（改定案）につきまして、ご説明をさせていただきます。前回ご説明させていただいて、いろいろご意見をいただいたものを、一応手直しをさせていただいたものをお送りさせていただいております。

では、菊池主査のほうからご説明をさせていただきます。

【菊池主査】 菊池です。前回の協議会でお諮りしました運営方針案について、いただいたご意見を踏まえまして、検討会メンバーで新たに手直しをしたものをお手元にお配りさせていただきました。いろいろ手直しをしているんですが、大きな点をお話したいと思います。

まず1つは、2ページ目の「はじめに」という部分、ここを全面的に見直して書き直してございます。それから、あと全体的に文章の言葉を整理いたしました。ご指摘がありました、わかりづらい点ですとか、目的がわからないとか、あと同じ言葉なのに項目によって言い回しが違ったもの等は、全部見直しまして調整をいたしました。その関係で、最後の7ページ、8ページ目についています「注記」のほうも若干変わっております。大きな項目で落としたもの、ふやしたもの等はございません。きょう、また改めて皆様のご意見を伺いたいと思います。

以上です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。きょうの資料1は小金井市立図書館運営方針（改定案）と記されていますので、前回の討議に引き続いてご討議いただきたいと思いますが、どのようにいたしましょうか。

【岡委員】 質問です。すみません、生涯学習部長、館長、どちらでも結構なんですけど、非常にこれ、重要な案件だと思うんですよね。ちょっと前提になることをお聞きしたいんですけど、すみません、素人で。図書館条例というのは小金井市にあるんでしょうか。

【図書館長】 図書館条例というのはございます。

【岡委員】 それは一緒に配っていただかないと、方針というのはそれに基づいた方針だと思うんですよね。ですから、これ、上部規則の条例案等を見ないと、ちょっと方針だけお配りいただいてもわからない。条例は改定されてあるんですか。

【図書館長】 図書館の条例というのは、設置条例のような形になりますけれども、要するに場所はどこにあるとか、そういうようなことを書いてあります。

【岡委員】 通常ですと、例えば貸し出しとか、いろいろ細かくありますよね。これは何でもそうなんですけど、社会教育機関の条例というのは、結果的には開かれた図書館と、このこと、結局、市民を担保する1つの条文なんですけれども、それがないと、方針等をお聞きしても、ちょっと憲法なしに刑法を聞いているような感じなので。何か多摩市でもありますよね、条例が図書館について。非常に簡潔なんですけど、ちゃんと要を得た、基本的なことはちゃんと書いてあるんですよ。小金井市の教育というものを、ここにある図書館と書いてある、規定と条例との関係というのは、これはそごはしてないわけですね。結局それに基づいて書いてあるわけですね。これは、ちゃんと閉館時間とか、いろいろあるんですけども、一人何点貸し出しとか、何週間とか、一応書いてあるんですけど。

【図書館長】 規則ですとか、要綱ですとか、いろいろなもので図書館サービスというのは決まっているんですね。だから、それがわからないと、なかなか審議は難しいと、そのようなお話しですか。

【岡委員】 そうです。要するに至極簡単で、憲法がわからないと民法はわからないのと同じで、上位法であるところの条例がなかったら、この方針を幾らお聞きしても、ちょっと何か選挙のスローガンを聞いているみたいなもので。

【図書館長】 じゃ、今、ちょっと焼いて、お配りするというところでよろしいですか。

【岡委員】 何ページぐらいありますか。

【図書館長】 ちょっと見ないとあれなんですけど、どの部分をお配りするかにもよりますが、条例と規則の部分をお配りするというところでいいですか。

【岡委員】 条例にプラス規則とかのあれがついているわけですか。

【図書館長】 そうです。

【岡委員】 ちょっときついことを申し上げますけれども、私は市民として参加しておりますので、その意識としては、市民に開かれたということが具体的に何を示すかというのをここで審議して図書館長に諮問していくという役割からすれば、当然常識論というんではなく、ちゃんと規則に書いてあることに対してどうなのかなということを審議すべきだと思うんですよ。

ですから、方針というのはいただいたんですけども、これもちょっと何かそういう条例を見てみないとよくわからないということと、この運営方針を最初5月に出されたときに、非常に文言としても、ちょっと失礼な言い方ですけど、日本語としても成り立ってなかったの、ちょっとおかしいんじゃないかということを皆さんで申し上げたんですけれ

ども、今回も、平成4年に改訂されたやつが、結果的にニーズとか社会的対応に合わないから改訂したいというのが目的なはずですよ。それが、結局この中からあまり見えてこないんですよ。じゃあ、前ので別にいいんじゃないかと。この間もあったんですけども、前のほうがむしろ非常にすっきりと定義されているということだったんですよ。

で、ちょっと申し上げたかったのは、時代の要請、変化を酌み取って今回やったと思うんですけども、ほとんど前とあまり変わらないということなんですよ。だから、そのところもちょっと検討していただきたいということと、図書館自身が時代の要請、多様化をどうとらえているかということをもっと持っていたかかないと、市民としては開かれた図書館ということにはならないんじゃないかと思うんですよ。

【生涯学習部長】 この後も続けてやられるんだったら、資料要求ということで幾つかいただいておいて、次回にお出しするというので議事を進めたらどうですかね。どうですか、先生。

【図書館長】 ただ、3回ぐらいというふうに考えていたので……。

【生涯学習部長】 会長としてはどうお考えですか。

【松尾会長】 運営方針を今回と次回の2回ぐらいかけてまとめていきたいなというふうに思っているんですね。ですから、きょうで終わるのではなくてというのが1つと、もう一つ、条例だけの関係でいうと、図書館の設置条例というのは、基本は図書館の名称や住所、あるいはその他基本的なことが書かれているだけだと思うんですけども、岡委員のご質問に答えるような資料として今思い浮かぶのは、例えば市の最上位計画である第4次基本構想前期基本計画だとか、それから、生涯学習課でつくった生涯学習推進計画、まあ、それが図書館の方針とどうかかわるのかわからないですけども、それが上位なのかもわかりませんが、そういった資料等で答えることはできるかなとは思いますが、

【岡委員】 それでは、具体的に申し上げますと、この方針ということの中に書いてございます、非常に重要な項目だと思うんですけども、ちょっと文言がおかしいんですけども、今回は「撤去」となっているんです。前は「除架」というふうに書いてあったんですけど、今度は「撤去」ということで、「撤去」と「除架」がどういう意味かわからないんですけども、例えば、まず本を選書会議で選んで購入されて、主に希望に沿って、それから、選書基準に基づいて選書をやると。それから、除籍、除架についても基準に沿ってやるということですが、その基準というのは、前のものには若干載っていたんですけども、今回は載ってないということと、これは非常に大切だと思うんですけど、例えば、ちょ

っと例えは悪いんですけども、恩赦にも、無罪にするのか、執行猶予にするのか、懲役にするのかという、別に適当に決めているわけではなくて、やっぱり刑法という法律にのっとってやっているわけですよ。

そうすると、どういう構成員で選書委員がなされているのかとか、どういう基準で除籍なのか、もちろん非常に抽象的だと思うんですけども、それはそれでいいと思うんですよ。それに従って館員は粛々と除籍なり撤去をやるとかということがこの方針からは見えてこないんですよ。それを教えていただきたい。それが載ってないようなものでは、ちょっとこれ、六法全書としては非常に不完全な感じがするんですね。

【図書館長】 今、岡委員のおっしゃった内容なんですが、実はこれ以外に、前のものですと、要綱だとか、それから基準だとか、そういったものが一体になっていたんですね。そういうふうに関からつくられたものは、ここから実は省いているんです。だから、先生が今言われた選書方針とか、除籍については、別建てのもので既にでき上がっていますので、これにはおつけしていないというふうな事情があるんです。だから、それを資料として見ていただければというふうには思います。要するにここにはついてないと。

【岡委員】 じゃ、おつけになる予定というか、それはつけられると理解してよろしいですか。

【図書館長】 これは運営方針なので、今言われたような要綱だとか、そういうものはこれにはおつけしないということです。

【岡委員】 それは条例には載っているんですか。

【図書館長】 だから、条例だとか要綱だとか、そういうものを加味してこれはつくられているんですが、それは後ろに資料としてついてこないんです。

【岡委員】 じゃ、市民はどうやってそれを知るすべがあるんですか。

【図書館長】 知るすべがある？

【岡委員】 選書基準、除籍基準というのは。

【図書館長】 もし選書基準を知りたいのであれば、選書基準については、選書会議設置要綱等がございますので、そちらのほうを見ていただくとかというふうな形になります。

【松尾会長】 公開されているのでしょうか。

【図書館長】 要綱については公開されていますので、ホームページ等でごらんになれます。ただ、今、岡委員の言われているのは、これを見るに当たって、そういうものがないと判断しにくいと、そういうふうなご趣旨ですね。

【岡委員】　　そうです。だって、それは情報公開としては、当然、なさってないと、市民としては不満だと思うんですね。

【図書館長】　　今回の図書館運営方針のつくりとしては、前はそういったものがいろいろと入ってきてしまって、ちょっと読みにくいだろうということで、そういったものは省いた、本当の運営方針だけをこちらのほうに抜いたという形のものなんですね。

【岡委員】　　たしか前のときに、僕、申し上げたと思うんですけども、中身はこれのほうがいいんじゃないかと、むしろ。前のやつでは、日本語にもなっていないし、今回についても、やたら「など」とかがあって、じゃ、「など」って何なんだというのがある。最初に「はじめに」ってあるんですけども、これは、要するにどうしても「邁進」されるわけですね。邁進されなくてもいいと思うんですけども、「図書館づくりに邁進するものである」ということが動詞になっているんですよ。図書館は邁進するって、どこに邁進するんですかっていうことになるんですけども、そういうところがやたらあるんですよ。だったら、むしろ、ちゃんと普通の法律用語に近いような、本当に客観的にしたようなもので結構だと思うんですよ。

「魅力ある図書館づくりを目指すものとする」というけど、じゃあ、魅力って何なんですかって聞きたいんですけど、やたらそういうのが目立つんですよ。

それから、ハンディキャップ・サービスについても、前とあまり変わっていないし、子どもの読書についてもそうなんですけれども、えらく多いんですよ。で、何か外国人というのもあって、要するに弱者視点というのも構わないんですけども、時代の要請というのがいろいろあるというのをどういうふうにとらえられているのか、もうちょっと図書館としてはやっぱり加味していただきたい。

例えば、もっと具体的に申し上げます。この間の大震災で一番困った弱者というのは、インターネットを使えない高齢者だったんですよ。そうすると、IT弱者というのを、じゃ、情報発信者はどういうふうをサポートするのかというのが今後大きな要件になってくるんですよ。そこを見てもらいたいというところもあるんですよ。

きょう、委員の方にぜひ見てもらいたいと思うんですけども、1階の閲覧室の混乱ぶりと、子ども室のがらんとしたスペースの差を見てください。そういったこともぜひ図書館としては見ていただきたいと思うんですよ。それは、別に上が悪いというんじゃないくて、そういったことを前から僕は申し上げているんですけども、結局、フレキシブルにやれる方向だってあると思うんですよ。同じスペースだったら、結局、時間的なもので割り振

ってやってみるとかいうことで。ちょっとこれを読んだときに、ITとか、少子高齢化とか、これからいろいろな情報の多様化についてどこまで図書館が対応していただいているのかなという、市民としては心もとないというか、入ってないんじゃないかという気持ちがあつてですね。

前のものを見ますと、確かに長いですよ。でも、必要最小限にちゃんと入っておりますので、要するにこれにどう変わったのかということでお聞きしたかったんです。

【図書館長】 今、岡委員が言われた、このつくりについて書き方が不足している部分だとか、いろいろなご指摘をいただいているわけですね。ですから、それにつきましては、また前回お出ししたものに加味したりしてお出しますが、言われている条例だとか要綱等については、例えばこの後ろに資料としておつけすると、そういう処理でよろしいでしょうか。

【岡委員】 それはいいですよ。要するに規則とか、そういったものについては、注で書いてあればいいと思います。ですから、図書館の選書の委員というのが、いいですよ、図書館の専門委員で構成するとか、それでも結構だと思いますので、ちょっと書くべきは書いてほしいんですよ。

【図書館長】 わかりました。これに関連するものについては、後ろのほうに資料としておつけして、今いただいたご意見については、次回のときに訂正して提出をすると、そういうことでよろしいですか。

【岡委員】 はい。その際、ぜひ、私個人の意見が入っているかもしれませんが、IT弱者とか、少子高齢化についての図書館の対応ということについても、ぜひ何らかの形で盛り込んでいただきたいということと、もう一つ、ちょっと視点的にこの中に落ちているのは、公共財なんですよ、この図書資料というのは。

【図書館長】 公共財。

【岡委員】 公共財ですよ。そうすると利用者の責務も生じると思うんですよ。それをぜひ盛り込んでいただきたいと思うんです。要するに借りて本を読むときに非常に気になるのは、書き込みとか、ひどいときには切り抜きとか、そういったことに対しては、やっぱり公共財を破損していることになるわけですから、何らかの処罰と言っては悪いんですけれども、例えば一定期間の貸し出しを禁止するとか、それは各図書館でいろいろなさっていることはあると思うんですよ。それは当然、僕ら利用者としてもあつてしかるべきだと思うんです。だから、図書館でこうしますと、ああしますというんじゃないで、やは

り市民としての責務も書いていただきたいと思うんです。

【図書館長】 今の岡委員のご発言は、結局、市民のモラルにかかわる部分なんです。それで、あまりそういったものを書いてしまうと、市民のモラルについて触れてしまうので、要するに書き込みをしないと、例えば本を汚損するとかというのは、これは当たり前、やっちはいけないことなんです。そういうふうな当たり前のことをここに盛り込むのは僕はどうかというふうに思うんですけれども。だから、一般的に、公共財だというふうなことをここに書くのはいいんですが、そこから発展して、本は期間内を守って返しなさいよとか、書き込みはいけないとか、そういうのは、またちょっと違うのかなと思っています。というか、そこまで踏み込んで書くべきものではないと思っています。

【岡委員】 ちょっと待ってください。それはですね、館長はお読みじゃないと思うんですけれども、58ページに、2番に、「用紙や資料等を紛失または破損した場合は、紛失届を提出し、同一の資料で弁償しなければならない。ただし、同一資料がない場合は、館長が指定する資料にかえることができる」と、ちゃんとありますよ。これはもうちょっと強力におやりになってもいいんじゃないですか。それには書き込みとかというのは別になるので。

【図書館長】 要するにそれ以上深く書き込んだほうがよろしいと、そういうふうなご意向でしょうか。

【岡委員】 いや、ちょっと待ってください。ないとおっしゃったから、それに対して僕は質問しているんです。あるじゃないですかと。

【図書館長】 いや、ないというのは、そういうふうに……。

【岡委員】 利用者にそういうことまで要求するのはいかがなものかというお話があったけど、前回ではありますよ。

【図書館長】 一般的に図書館は、委員が今、言われたようなことはあるんですが、それについてペナルティーを科すようなことについては記入するのはどうかということなんですよ。

【松尾会長】 今、中身に入っているんですが、きょう出された資料では、この改定案の本文だけで6ページ建て、資料を入れて8ページですけども、これについて議論していかないとだめだと思うんです。運営規則や要綱等については、ホームページでも見られますし、私、記憶によるんですけど、今期の図書館協議会の最初に資料として私たちもいただいているのではないかと思いますよ。

【岡委員】 ホームページで見なさいと。

【松尾会長】 いや、ホームページでも見ることができますし、小金井図書館に係る条例規則等について、冊子として第1回目の協議会で私たちは資料としていただいているように記憶しているんですけど、出していませんか。

【図書館長】 第1回目のときに、確かにかなり資料とかはお配りしていますが、ただ、そこまで議論する材料としては……。

【松尾会長】 そこは前提としてこの運営方針案を議論していかないと、運営規則まで戻ってしまうと、もう時間がないと思います。

【岡委員】 ですから、条例に基づいてこの基本方針を見ればいいわけなんで、別に条例を改正しようとしているわけではないんですよ。上位法であるところの条例はどうでしょうかということをお聞きしているわけですから、それがあれば、方針はそこは省いちゃって、ばあっとやればいいわけですから。

【図書館長】 初めて見る人は、そういったものがないとわかりにくいというふうなことはあるかと思いますが、資料としておつけするのはいいと思います。ただ、審議の段階で、今、会長が言われたみたいに、委員のほうで承知をしているというふうなことであれば、委員には配らずに済むかなということなんですけれども、もし不足ということであれば、それはそれでお配りをするということでもよろしいですか。

【松尾会長】 配っていただければ、それにこしたことはないですけどね。

【岡委員】 じゃあ、あくまでも「はじめに」というところに、これは図書館条例に基づいてこういう戦略をやって、開かれた図書館にするものであるみたいに書いてあれば、別に何の問題もないのであって、それがあれば、別にこの方針は……、見直しする余地はいっぱいあるんですけれども、僕が言っているのはスタート論なんですけれども、そっこのほうがよく見えなかったので、お聞きしたんです。ですから、物事は前提をまず決めていかないとスタートできないんですよ。これは前提がわかってないんですよ、要するに。選書基準とか、選考委員がだれなのか、どういう方向なのかというのがわからないんですよ。

【松尾会長】 順番にやっていって、そのところになったらまた議論をしていただければいいと思うんですが、私は、これ、早目にいただいたので、読ませていただいた感想なんですけれども、図書館業務をわかっている人が書いているという印象なんです。市民の立場からこの方針案を読ませていただくと、言葉足らずのところが多くて、市民の方が理

解できないような部分が、岡委員の言われたとおりにあるのではないかな。そういう意味では、前の運営方針のほうはすごく丁寧に書いてあって、非常にわかりやすいんですね。それを今回、6ページ建てにして、文章を縮めてしまったということもあるんでしょうけど、市民の立場からするとわかりづらい。専門的な用語とかを含めて書いてあるので、解説等、あるいは資料等をつける形でこの方針をつくったほうがいいのではないかなと思います。

7ページからあります注の、いわゆる解説の部分ですけど、注1には図書館法第2条と書いてあるだけなんですけど、この第2条の条文を丁寧に触れていただくとかというようにして、注2は、ランガナタンの「図書館学の五法則」ですけども、ここに五法則の①から⑤までありますが、もう少し詳しい、市民が読んで理解できるような表現にしてもらうとか、まだ工夫の余地があるのではないかなと思うんですね。

注3についても、「図書館の自由に関する宣言」ですが、昭和29年5月に採択となっていますけれども、1979年（昭和54年）に改訂されていますから、現在はその改訂されているほうが生きていると私たちは認識しているので、それを書いていただく。あと、注4のヤングアダルトについても、これは2行でおさまっていますけれども、アメリカ図書館協会（ALA）のヤングアダルト図書館サービス協会の定義となっていますけど、ヤングアダルトの定義は、もう少し詳しくいうと、ヤングアダルトは中高生がメインですけども、その人たちは、自分では大人と思っているけれども、社会では大人と認めてくれない世代だという解説もついているんですね。そのようなことも入れていただければいいかなというふうに思います。

これ、どうでしょうか。

【矢崎委員】 矢崎です。前は欠席させていただいたんですけども、この改訂の前のやつというのは、前回配られているんですか。

【事務局】 配られているんですよ、それも。

【矢崎委員】 すみません。送っていただいたかもしれないですけども、ちょっとホームページで見たんですが、ホームページなんかにも載っているんですかね。

【事務局】 いや、ホームページには載ってないと思います。

【図書館長】 じゃ、お手元になれば、お送りすればいいですか。

【矢崎委員】 ええ。そのことと、岡委員が言われているように、例えば市民に開かれたという面では、こういう基本的な運営方針とか、選書方針みたいなもの、あと利用規則なんかがあるとしたら、そういうのもやっぱり出しておかないと……。

【図書館長】 それは、資料として後ろにつけると、そういう意味ですか。

【矢崎委員】 いや、ホームページに。

【図書館長】 ああ、ホームページに。わかりました。

【矢崎委員】 ちょっと私、探したんですけど、どうしても見つからなかったものから。

【松尾会長】 確かに小金井市の図書館のホームページは、もっともっと市民に情報提供するという方向で充実されたほうがいいんじゃないかと思いますね。ある程度のところまでホームページでわかるように。

【図書館長】 そうですね。やりたいと思います。

【松尾会長】 どうでしょうか、今回の議論だけではなくて、次回もやりたいと思いますので、丁寧にやっていくとなると、一つ一つ初めから読み合わせをするような形でやっていきたいと思うんですけど、それでよろしいですかね。そこまではできないですか。

【岡委員】 ちょっといろいろ問題があり過ぎて、結局、結局焼き直しだけだったらまだいいんですけども、何かちょっと出来の悪い答案を見ているような感じで、ちょっとですね……。具体的に僕らが考えている、例えば図書館はこうあってほしいとかっていう希望、期待、そういったものがあるわけですよ、当然。もちろんそれは、館長としては人選、予算とかでできないというのはよくわかっておりますので、それはちょっと置いておいて、市民としてこうあってほしい、こうなってほしいなという希望があるんですよ。それが盛り込んであるというようなものであってほしいのに、何かこう、そうじゃない、先生がおっしゃったように守りの姿勢に入っていっちゃるといえるのか、これは僕の経験からするんですけども、美術館、博物館というのは、アリバイづくりに子どもを使うんですよ。そして、すぐワークショップをやったりなんかして、上にその報告を出すときには、ああ、やりました、やりましたということになるんですよ。子どもというのは、そういう形で非常に使われやすいところがあるんですけども、このところのヤングアダルトにしても、子どもにしても、どうもそのアリバイづくりに使われているようなところがあって、このところはちょっと長過ぎちゃうんですよ。

本当に子どもと本との橋渡しを積極的に行うということを、もうちょっと簡潔に書いていくと、さっき館長がおっしゃったように、ヤングアダルトというのは、結局、これはどういうことかということ、低学年の子どもたちって、すごく本読むんですよ。ところが、高学年と中学・高校になっちゃうと、そこで途絶しちゃうんですよ。だから、その橋渡

しのためにこのヤングアダルトという概念と選書基準をつくって、読書が途絶しないようにしようじゃないかということでスタートしたと思うんです。たしか全米図書館協会の提唱でやったと思うんですけれども。だから、そういうふうにと書くと、ああ、そうか、そうか、ヤングアダルトってわかるなというふうに意味がわかると思うんですけれども、これ、ちょっとその辺で不親切だなということが……、さっきおっしゃったように専門用語があふれ過ぎているということですね。

それから、協議会委員になって一番不思議だったのは、「図書館だより」というのが非常に貧弱なんですよね。「公民館だより」のほうには、「私が読んだ心に残る一冊」みたいなものがあるのに、「図書館だより」にはないということです。

それから、「図書館だより」というのは、市民が、例えばどういう新刊が入ったのかなと、その中から注目の新刊とか、そういったもの、材料はいっぱいあると思うんですよ。そういったものはなくて、非常に雑駁というか、もうちょっと充実してもらいたい。ここには広報活動というふうに書いてあるのに、あまり積極的には感じられない。要するに、広報活動というのは、そういった方に情報をお伝えするとともに、新しい読者を創造していくということがあると思うんですよ。だから、消費者の創造というマーケティングみたいになっちゃうんですけれども、それをやっぱり考えていただきたいというのは念頭にあるんですよ。

だから、まさしく書いていらっしやるとおり、7ページの注2、「成長する有機体」という、インドの図書館学者ランガナタンさんの言っている五原則というのは、まさしく今でも通用すると思うんです。これを結局、小金井市立図書館のほうに敷衍していただいて、解釈していただければ、まさしくこれ以外のものはないんじゃないかと思うんです。だから、ここに書いてあることを一つずつやっていってもいいけれども、時間がないので、これはちょっと……。

【図書館長】 これは3回ぐらいでまとめていただきたいというふうに思っただけなんです。なぜかと言えば、今回の協議会というのは5回なんです。それで今、第11期というのは10月末で切れてしまいます。それで、次に11月から第12期が始まりますので、だから、11期の方でこの部分についてはご議論して集約していただければありがたいというふうなことで、そうすると3回ぐらいでやっていただければと。きょうは2回目なので、次回でつくり上げられたというふうに思っただけなんです。

【松尾会長】 いかがですか。

【図書館長】 会長が言われたみたいに、頭からというやっぱりあれなので、今、ご意見をいろいろいただいていますので、また、そのいただいたご意見を反映させて、次回出させていただきます、それでもまだまとまらないということであれば、それはそれでちょっと延長も考えるというぐらいのところでいかがでしょうか。

【生涯学習部長】 進め方なんですけれども、本日は、委員の皆さんはご意見があると思いますので、言っていただいて、それで、後日、そういったものを踏まえて文書でいただく。そして、できれば対案を含めて出していただければ、次回の議論もスムーズに進むかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【松尾会長】 幾つか私も感じているところがあるので、意見としては出せますけれども、まず全体的な文章の流れというか、それは考え直していただきたいとは思いますが。

【岡委員】 今、生涯学習部長がおっしゃった発言は、まるで何か僕らが仕立ててやらなきゃいけないみたいな……。

【生涯学習部長】 いやいや。

【岡委員】 でも、そういうふうに聞こえますよ。対案というのを出していただければみたいな。それは図書館の仕事じゃないですか。

【図書館長】 部長が言った対案というのは、例えば岡委員がこういうふうなことを思っているということであれば、こういうふうには書き込んだらどうですかと、そういうふうなことです。別に対案を出すとか、そういう意味ではないですよ。あくまでも、岡委員は、こういうふうには直したほうがいいというのをこちらに出していただければということです。ただ、今回、一たんご議論をいただいているので、それ以外には、文書等でお出しいただくものがあれば、出していただければ、うちのほうで、反映できるものは反映、あるいは取り入れられるものは取り入れて、次回ご提出するというで、次回また議論していただいて、本来であればそこでまとめたんですが、まとまらないようであれば、またそれを次にというふうなこともあるのかなというふうなことでよろしいでしょうか。

【岡委員】 わかりました。あまりこれで時間をとれませんので、じゃ、僕の考えを申し上げます。7ページ、注1ですけれども、図書館法第2条というのは、図書館とは何ぞやというときには、この中には、たしか学校図書館とか図書室というのは除外されているはずなんですよね。あくまでも新しい図書館というのはあるんですけれども。そうしたら、もちろん学校図書館には援助するとか、どういうふうに関連づけるということはあってもいいと思うんですけども、その辺も市民にはよくわからないんです。この間の図書館フ

オーラムのときも、学校図書館の話のときに、いや、関係ないじゃないかという話が出たんですよ。関係ないんじゃないくて、ちゃんとそれは視野に入れなきゃいけないという、図書館を持っていなきゃいけないというスタンスを持つべきなんですけど、直接管轄はしてないという。ただ、そういうところを、やっぱり法にのっとっているということで、まず、最初に法ありきというのを前提にさせていただきたいというのが私の主張の1つです。

それから、もう一つは、時代の趨勢、多様性ということを図書館自身が感じていただいて、それを盛り込んでいただきたいということです。それは先ほど申しましたIT弱者とか、少子高齢化とか、そういったことです。

それから、選書会議のメンバーとか、除籍基準とか、選書基準とか、書籍とか、それから、撤去とか何かあったんですけども、そういったところの基準というのがちゃんと明記されるべきだと思います。

それから、図書館長は、あんまり好きじゃないとおっしゃっていますけれども、やはり市民としての責務をちゃんとはっきり書いていただきたいということです。公共財に対する意識ということで。

それから、この中で気づいたんですけども、ハンディキャップということのとらえ方が前と全然変わってないということで、ちょっとまずいなと思うんですよ。というのは、前は弱視者とか、盲聾者とか、盲人というのは非常に弱者だったんですよ。ところが、今やコンピュータができて、そういうところはなくなっちゃったんですね。かえって高齢者とか、そういう機器を扱えない人が弱者になっているんですよ。だから、そういう発想の転換をしていただかないと、前の弱者と今の弱者というのは違っているんですよ。ですから、そういったことも踏まえながら考えていただきたいなということです。たくさんありますけど、以上です。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【山口委員】 僕も前は欠席したので、議論にはかかわってないんですけども、ただ、運営方針の性格から言えば、基本的なシステムであって、常にサービスを見るときに立ち返っていくという、そういう性格があると思うんです。だから、私は岡委員が言われたこともわからないではないんですが、ここまで具体的に書くわけではないんです。だから、それはこれに基づいてこれから考えていけばいい話であって、そういう意味では、常に選書基準であったり、選書の作業であったり、あるいはサービスのあり方の基本について、現在の状況の中でどう考えていくか、何を進めて、何を基本にするかということを引き

ちっと明記しなきゃいけないと思います。そういう意味でいうと、運営の基本指針という、そういう性格が1つあるだろうと思うんです。そこをむしろ明確にしたほうがいいんじゃないかということと、これは、あくまでも図書館の指針なんですよね。そこをここで言いますと、僕は岡さんが言われた市民の責務というのは、ここでは書く必要はないというふうに思います。書くとしたら、汚損や何かには厳格に対応するということを書くのかもしれませんが、それはちょっと、私も違和感を持つんです。基本方針の中にそういう罰則的な、ペナルティ的なことを書くのは物すごく違和感があるなという気がします。そういう意味では、私はそれは反対だと。それは実務的にいろいろな対応ができると思います。

それから、もう一つ、全体の構成の問題について言えば、私はこの構成はちょっとどうかというふうに思っています。例えば資料が最初にきますけれども、やはり運営なんですから、図書館は市民に対してどういうサービスをしていくのかということが最初に来るべきだと思うので、3が「はじめに」の次に来るべきであろう。「はじめに」は、やっぱり基本的な理念、どういう基本理念に基づいて図書館が運営されていくのかということを書くべきだし、それからサービスになる。それに、そのサービスを支えるための、例えば職員なり、それから、資料の構成なり、資料の選択、そういう関係にしていってほしいというのが私はわかりやすいと思います。

その上で、例えば図書館活動というのは図書館活動の全体を指すわけですので、いわゆる直接的な利用者に対するサービスと、それを支えるための広報であったり、グループとの協力活動であったり、直接サービスとはちょっと違ういろいろなサービスのことなので、その他の図書館活動でよろしいじゃないかと思うんです。ただ、(2)の行事・集会活動、これについては3のところに入れてほしい、市民に対する直接サービスということになりますので、その間の整理をちょっとやらないと、流れとして、市民に対するサービスなり、それを支える間接的な管理業務や施策業務では幾つかの部分があり、そして市民参加という形の、市民がそれにかかわっていくことをどう充実するかという、そういう全体の運営指針というのができ上がるかなというふうに私は考えたので、この構成もちょっと再検討される必要があるのかなというふうに思います。

それから、基本的な理念のことについて、図書館の自由というのは注のところに入っていますよね。これは、むしろ「はじめに」のところできちっと位置づける必要がある。部分的には、幾つか選書のところとか、資料収集の自由があるとかというものが来るだけ

れども、あるいはプライバシーの問題、個人情報もあるんだけど、まず「はじめに」のところで、基本的に図書館の自由というものを基本にしながら考えていくんだということを打ち出して、その上で、具体的に、岡さんが言われていることもそうなんだけど、現代のいろいろな社会状況の変化の中で、何を小金井市として重視しながら、あるいは何を基本線としながらサービスしていくのかという形にやっつけていかなきゃいけないと思うんですね。その点で、例えばレファレンスだとか、そういうものについて言えば、従来型のものではなくて、さまざまなICT技術を取り入れたデジタルレファレンスとか、そういうものをきちっと積極的に取り入れていくというような姿勢があってもいいんですけど、なかなかそこはできないなという気がします。

それから、岡委員が言われた、高齢者の問題はいろいろな問題があると思うんですが、それは単に弱者という位置づけではなくて、今、公共図書館の中で高齢者サービスをどう位置づけるかということが大変重要になってきている。それも大きな社会変化の中での改定の意味の1つだろうというふうに思うんですね。そういうところが少し見えるような記述の仕方、優先度とか、そういうものが私にはあっているのかなと思いました。

それから、いまひとつ、これは市の方がどうお思いになるかわかりませんが、市民の責務じゃなくて、むしろ市の責務をどこかに明記すべきだと私は思います。そのことこそがこの基本指針の重要なスタンスで、市民の責務を問うという、モラルを問うのではなくて、市の責務をきちんと、我々はこういう責任を持って、こういうところをやろうとしているんだということをどこかに一言入れておく必要が私はあるように思いました。

それから、これは細かいことですが、レファレンス・サービスの中で、これは、地域資料や郷土資料にかかわるのがレファレンス・サービスだと思うんですが、ここの部分と、「地域・行政等のレファレンスに迅速に対応するために」ツールを何とかする、こういったことはよく見かけるところなんですね。この点も少し整理して一緒にするとか、郷土資料というよりも、むしろ地域資料という意味合いをもっともっと前面に出していくとか、そういうこともあるのかなという、現代的な意味で言いますとね。その作業、イとオはむしろ私は統合すべきなんじゃないかなというふうに思いました。

そういうようなことと、それから、5番目の図書館協議会なんですけど、もう既に設置されているんですね。だから、むしろここで入れるべきことは、市民参加の促進であったり、市民参加の活性化であったり、そういうことがこの部分では述べられなきゃいけないので、設置するというとこれからするのかという話になりますので、それは文書として

はちょっとおかしいかなというふうに思います。

そのあたり、基本的に市立図書館はどういう基本姿勢を持つのかということが明確にあらわれるような、そういう文書表現、あるいは構成にしていくのがいいんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

【松尾会長】 ほかにございますか。

「はじめに」は(1)(2)と始まっているんですけど、一番重要なのは、小金井市立図書館の目指すものだと思うんです。ここのところをもっと前面に出して、どういう図書館を小金井市は目指しているのか、書いていただいてもいいと思うんですね。ここはむしろ図書館というものの定義だから、小金井図書館の目指すものを書いたほうがいいと思います。

あと、4ページに行きますと、(4)ヤングアダルト・サービスで、細かいことになりますけど、小金井市の子どもの読書活動推進計画というのはもう既にできているわけですので、「等を策定し」というよりも、「読書活動推進計画等に基づき」とか、「等を生かし」というような表現のほうがいいのかと思います。

それから、(5)については、「外国人等へのサービス」なんですけど、この「等」の意味合いがちょっと、日本人か外国人しかないわけですので、そこは「等」は要らないんじゃないかと思います。

それから、(6)レファレンス・サービスなんですけど、イ、「小金井市及び周辺の地域の歴史、行政などの現状を将来に伝えるため」となっているんですが、将来の小金井市民のために、当然、資料は必要なんですけど、地域資料や行政資料というのは、今生活している小金井市民にも活用してもらおうということが大事だと思うので、将来だけではなく、今のことがわかるようにしていただきたいなと思います。

それから、4の図書館活動なんですけど、先ほど岡委員もおっしゃいましたが、広報活動、「公民館だより」を見ているわけですが、定期的に「図書館だより」を発行するというようなことも、これは市民に図書館のことを伝えていく意味で入れていただきたいし、そのことをホームページにちゃんとアップをして、だれでも見れるようにしていくという表現を入れたらどうかと思うんです。

あと、職員のところで、倫理が最初にあるんですけども、この中に「本と人、情報と人」を結びつけるのが図書館職員の役割であるということですが、本というと「ブック」

ですよね。雑誌はどうなるの、AV資料はどうなるの、そう考えると、「資料と人、情報と人」を結びつけるという言葉が、「ブック」だけに限らないでいいと思うんですね。

先ほど注のところは申しあげましたが、著作権法のこと書いてありますが、タイトルしかないです。参考資料は。いわゆる情報を得るためじゃないかなと思うんですが、条文が入っていないですね。ただの個人情報保護条例ですね。これも条文の列挙ですね。というようなことを感じました。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【岡委員】 1つだけ重要なことを言い忘れたんですけども、つまり、情報管理についての付言が具体的になされていないのは、努力目標でも構わないんですけども、4ページの(6)のウ「図書以外の資料・情報も収集し、最新の情報を得るよう努める」というふうに書いてあるんですけども、これではよくわからないので、要するに電子書籍とか、そういったものが出てきていますし、もう目の前に来ていますので、例えばそれに対してどう図書館は今後向かいたいのかということをやっぱり文言として言っていたかないと、これだと何か全然意味ないなと思うんですよ。

それで、会長がおっしゃったように、資料とか、本とかという言葉の使い方がばらばらになっちゃっているの、その辺はまとめていただきたいなと思います。前のやつで、付録とかと書いてあるものまでは目録というのがあるんですけども、具体的にはもうパソコンのデータになっていますので、そういったことも踏まえて、そういうところを書いていただきたいなということと、資料そのものをどう今後、図書館は書いていくかということ、何らか方針として、これは僕は前にも申し上げたんですけども、ないとおっしゃったんですけども、ぜひつくっていただきたいと思います。

以上です。

【松尾会長】 すみません。大切なことを言い忘れたんですけど、図書館法が改正されて、図書館の活動の評価に取り組むようにと図書館法ではなっていますよね。ぜひ小金井の図書館も図書館活動の評価をするということをこの運営方針の中に盛り込んでいただければいいかなと思います。

【浦野委員】 浦野です。2点ございます。図書館とはというふうに書いてございますけれども、図書館の目的というか、大切なこととしては、知る権利や学ぶ権利を保障する場だということがとても重要なことだと思いますので、その言葉をどこかに盛り込んでいただきたいということと、「定められた生涯学習施設である」というように書いてございま

すけれども、「生涯学習施設」よりも「社会教育施設」というほうが私はいいんじゃないかなと思っておりますので、ちょっとその点を検討していただきたいということと、「地域の情報や文化の拠点として」という文言がございます。これはとても大切なことだと思うんですけども、その下のほうに、2の(1)の収集のところ、「地域社会の情報センターとして」というふうになっていますので、ここはやっぱり「情報の拠点」という言葉に統一されたほうがいいんじゃないかなと思っております。その2点をご検討いただきたいと思えます。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【村谷委員】 ちょっと気になることは、4ページのレファレンス・サービスのところのア、イ、ウですが、これはむしろ資料のところに入るんじゃないかと思ひまして、資料として小金井市の地域の歴史のものなども収集するという、ここに入って、それでレファレンスはエ、オ、カですか、これをもう少し簡単に整理して、これは2項目ぐらいになるんじゃないかと思うんです。だから、ア、イ、ウはレファレンスより、資料だと思ひますけど、それをちょっとお願いします。

【松尾会長】 私は、町田市の図書館協議会にもかかわってしまひて、町田では2年ほどかけて館長の諮問に答申を出すんですけど、町田図書館の運営理念と目標について、7月26日に町田の図書館協議会が開催され、そこで最終決定がされますから、それ以降でしたら、オープンにできるので、協議会委員さんも含めて、できたものをファイルの形で送らせていただきますので、参考にさせていただければと思ひます。

いかがでしょう。それでは、小金井市の図書館運営方針の見直しについては、改定案が出されましたが、今、ご協議いただきましたご意見等を取り入れる形でもう一度案をつくり直していただければと思ひます。

この次の協議会は、運営方針の見直しについて時間をとって議論をしていきたいと思ひますし、それを前段に、突然出ても館長のほうも大変でしょうから、委員の方も、考えたことや文章の表現などを館長のほうに伝えておいていただければ、次回の協議会に反映できるようにしていただくということで、お願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

【矢崎委員】 さっきも言いましたように、選書基準みたいなものが欲しいと思ひます。それから、関連するような、例えば利用規則みたいなものがあるんですか、建物利用規則とか図書館利用規則とかというのはあるんですかね。

【図書館長】 運営規則等がありますので、じゃあ、必要な資料はお送りするようになりたいと思います。

【松尾会長】 資料配付について、よろしく願いいたします。

【岡委員】 では、館長、すみません。次の見直しまでに、条例と、その前提になるものを一式送っていただけますか。

【図書館長】 わかりました。

【岡委員】 それから、僕は持っているんですけども、矢崎委員がおっしゃった、前の改正、これはよくできているんですよ。平成4年4月の一部改正とか、これ、あんまり非難はまずいので、やめますけれど、たとえ利用がなくても、必要と思われるものは長期保存するというのがあるんですよ。これは非常に図書館の基本姿勢としていいと思うんですよ。こういうことが書いてあるんですよ。それもぜひお願いしたいということと、漫画も収集すると書いてあるんです。

【図書館長】 すみません、この資料は、先ほどの資料じゃなくて、また新たなご意見ですか。

【岡委員】 そうです。僕はたまたま、これ、三者懇のときにもらったので、皆さんもらっていらっしゃらないと思うんです。要するに考えるときに、ベースになる情報がないと考えられないということで、最初の定義がないと前に進まないということなんです。定義なしで前に進もうとしていますので、まず定義をしてから、それから前に進みたいなどということです。

【図書館長】 それでは、関連する条例、要綱等についてはお送りしますが、その前に、ベースとなっている平成4年までの図書館の運営の要するにもとのやつ、これについては、持っていらっしゃらないのは……。

【松尾会長】 私は送ってもらっています。

【図書館長】 じゃ、矢崎さんだけでよろしいですか、欠席してらしたので。じゃ、矢崎委員にはそれもあわせてお送りするというのでよろしいですか。

【矢崎委員】 はい。

【新井委員】 新井ですが、今の館長の資料ですが、自宅に帰ってもう一回調べますが、なかったらまた私もリクエストしますので、矢崎さんと同じように送ってください。ダブってはいけないので、家に帰ってもう一度調べてみますので、よろしく願いします。

【図書館長】 はい。承知いたしました。

【松尾会長】 よろしいですか。では、議題の（１）はこれで終わらして、次に、（２）（仮称）小金井市貫井北町地域センター建設について、ご説明をお願いしたいと思います。

【図書館長】 それでは、お配りしています。資料２－１、２－２、２－３です。それから、あとは会長のほうから出されて資料５という小さいやつですね。中には重複しているところもあるんですが、これは６月２６日に小金井市貫井北町地域センター建設実施設計の市民検討委員会（第１回）が行われましたので、その内容を含めまして、今後のスケジュール等について、杉村主査のほうから報告をいたします。

【杉村主査】 ６月２６日に第１回の市民検討委員会が行われました。工程表のほうなんですが、１枚ペラで建設実施設計工程表（案）をごらんください。こちらにありますように、本年度６回程度の検討委員会が予定されています。第１回から第５回までで年内に主な検討を終えまして、６回目は年明けに、設計のほうがあらかた固まった時点で報告ということで６回目は予定されています。

図案のほうを見ていただきたいんですが、基本設計の段階でＡ案、Ｂ案ということで２つ案が出ていたんですけれども、図書館のほうでどちらのほうを推すかということを検討してほしいということがありまして、図書館のほうで検討させていただいたものを盛り込んだのが、後ろにありますＢ－２案という形になります。第１回の検討委員会ではこれがまとまりました。

細かい部分、点線部分とかは入ってないので、わかりにくいかと思うんですが、内容としては、児童書の部分をふやし、開架式書庫の部分についてはＢ案のほうを盛り込んで、図書館の事務室については、多目的室という形ではなくて、基本は図書館の事務室、作業室として普段使用して、運用によって市民の方も利用できるような余地を残すという形で、Ａ案、Ｂ案をまぜたような形になってしまったんですが、こちらのほうを第１回のほうではお示ししました。

図書館の多目的室の扱いをどうするかということと、あと児童書をふやすべきか、それとも一般書——やはり少子高齢化ということで、児童書ばかりふやすのはどうかというような意見も出ましたし、多目的室についても一般利用ということで結論が出ませんでしたので、次回にその部分については持ち越しという形になっています。次回の検討委員会は今週の日曜日、７月２４日に予定されています。

【松尾会長】 それでは、資料２－１を見ていただきたいんですけど、私も検討委員会

のメンバーですので、この報告は既にお送りしてあるんですが、概要だけ見てください。

今年度から実施設計に入ります。第1回目の委員会が6月26日に開かれて、ほぼ6カ月ぶりになるんですね。3月11日に東日本大震災があったために、前年度最終回は開かれないという結果があったんですが、基本設計の成果物としてここにありましており建設基本設計の設計概要書、これを前回の協議会でお配りしてあると思います。それと、基本設計図書が成果物として出されております。実施設計については、基本設計と同じ前川建築設計事務所が担当することになりました。これは、検討委員会としての要望でもあり、実ったことはうれしいことだと思います。

会議の内容ですが、実施設計に当たってのスケジュールについては、今、杉村さんのほうからご報告がありましたので、省略いたしますが、実施設計で何をやるのかということの説明を、前川建築設計事務所のほうからしていただきました。

図書館のゾーニングなんですけれども、本当は基本設計で終わってなければならなかった部分が実施設計の委員会の中に持ち越されてしまったために、第2回はゾーニングの話し合いをしたわけですが、委員会のほうで出された図書館の図面というのは、A案、B案というようにきて、A-2案が出されました。これが一番時間的には一番新しいもので、基本になるのかなと私は思っています。

それで、図書館部分の設計について、いろいろ論点等ありまして、委員会は2時間しかありませんから、十分議論ができないので、前回1月に、渡辺委員長の発言で小委員会をつくったらどうかという意見があったので、私も提案してみたんですけど、私の案は否決されてしまいました。委員会だけで決めるということになりました。ただ、限られた時間なので、議論が十分できるかどうか危惧されることを感じたので、委員会後に質問できるルールになっていますから、私が質問シートを提出しました。それが次のページの意見と質問なんですけれども、35項目と追加質問が2つありましたので、これを全部ご説明する時間がないので、資料をごらんいただきたいと思います。

この質問の回答については、いただいているんですけど、まだ次回委員会の24日を過ぎていませんので、これは保留にさせていただいて、私のほうからは、よりよい図書館スペースにしていきたいなという意味を込めて質問を出してありますということです。今後、この日程において、7月26日、市役所の第2庁舎ですか、8階の会議室で委員会が開かれますので、傍聴をしたい方はお出でいただければと思います。

資料2-2が工程表です。資料2-3が図面で、B-2案です。うちの協議会の意見に

ついても委員会に持ち上げたいなと思いますので、ぱっと見てご意見があるかどうかわからないですけども、あるようでしたら出していただければと思います。

【岡委員】 生涯学習部長にお聞きしたいんですけども、これは上が公民館の、要するに複合施設ですよ。そうすると、ある種の社会教育施設としての、かなりいいモデルになるかと思うんですけども、先ほど担当の方から説明がありましたように、多目的室というのを最初につくる予定で、いろいろな市民の諸会合などに利用してもらいたいということが、施設の関係でできなくなったので、それは事務室の奥のところを少し利用するように考えているというようなお話しだったんですけども、公民館というのとはもともとそういうフリースペースがたくさんあるのが常識では多いんですけども、こういったことの垣根を超えたような利用というのは、それは図書館側としても可能ですね。

もう一つ、今までの設計図ではなかったエントランス、ロビーというのはかなり余裕があって、ここでいろいろな展示とかができそうな気もするんですが、こういったことを踏まえて、要するに複合施設という施設の性格上、そういうことを視野に入れられているのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

【図書館長】 その点については、かわって図書館長が答えてよろしいですか。

【岡委員】 どうぞ。

【図書館長】 これは確かに複合施設なんですね。2階は公民館機能で1階は図書館機能ということで、1階の多目的室については、図書館の関係団体が、こちらのほうで利用できる施設が欲しいというのがそもそもの発端でお話が出たスペースなんですね。当初お話を申し上げていたのは、岡委員がおっしゃるように、2階にも同じ機能を持った部屋がありますので、そちらのほうもご利用できますというふうなお話はしています。ただ、そういうのを踏まえた上で、なおかつこういったお部屋は図書館では欲しいですねということで、今、出てきているお話です。

それから、エントランス、ロビーですが、これは図面ですと、いろいろ空いているところがあるんですが、ただ、入ってすぐ図書館の入り口ですとか、エレベーターの部分ですとか、それから、奥に食べ物を食べる部屋ですとか、そういうものがありますので、なかなかここに物を置いて有効活用というのは実際には困難なのかなというふうなことがあります。だから、壁面を使って何か展示物を張るようなことは可能かなというふうには思っていますけれども。

以上です。

【松尾会長】 それは、基本設計と実施設計を委員会で行って、今年度で実施設計が終わるわけですね。その後、建設に向かっていくわけですけど、図書館協議会として大事なことは、図書館の運営をどうするかということだと思えますよ。そういう意味で、実施設計が終わった後になるということですから、十分、図書館協議会に諮っていただいて、協議会の意見を極力反映するような方向で考えていただきたいと思います。

【図書館長】 今運営の話がされたんですが、市民検討委員会のほうでは、運営を除いた部分ということでお話をさせていただくようになっているんですが、確かに運営についてはいろいろやり方はある。現在の緑、それから、東のように直営、正規職員と非常勤職員で運営する方法、あるいは今後考えられるのは一部委託、あるいは民間のNPO法人に委託していくとか、いろいろ考えられると思うんですが、もし仮に直営、要するに非常勤、それから、正規職員で運営するような形になるのであれば、これは図書館協議会のご意見を伺ってやっていきたいというふうに思っております。

【松尾会長】 運営形態をどうするのかということもありますけど、図書館のサービスについても協議会のほうに提示をさせていただいて、委員の方たちの意見を聞いていただきたいということです。

【図書館長】 図書館のサービスというのは、例えば開館時間だとか、そういったこととか、利用サービス等も含めてどういったサービスをやっていくのか、あるいは開館時間等についても、これは図書館協議会のほうにお諮りする事項かどうか分からないんですが、報告はさせていただきたいと思っております。

【山口委員】 松尾会長のことにかかわって、設計そのものをどうするかというのはあるんだけど、基本的に小金井市の図書館システムの1つというふうに我々は考えていますので、そうすると、今後の全体のサービスのあり方はまさにこの基本指針にかかわってくる。ここには分館とか、そういうのはほとんど書かれていなかったんで、あれっと思いつつも、こういったことも含めた今後のシステムのあり方、サービス体系のあり方というのは、委託か直営かにかかわらず、常にやっぱりこの協議会の中にそういう議論をする時間を設けるとよくわかると思いますので、ぜひそのあたりを図書館として考慮してほしいと思います。

【図書館長】 山口委員のご意見について、確かに、図書館サービスとか、それについては報告、あるいはご意見を伺うべきものは伺っていくというふうなことでやってまいりたいと思います。

【松尾会長】 ほかにございますか。

【岡委員】 この間、松尾会長がおっしゃっていました、図書館協議会としてはどういう本を入れるのかというのがまずベースにないと、なかなかイメージが浮かんでこないということをたしか前におっしゃっていたような気がするんですけども、それは決まったんですか。

【松尾会長】 いわゆる蔵書計画ですか。

【岡委員】 そうですね。それに対して司書がどうだとか、どういう専門職が必要なのかとか、一番最初のスタートラインとして。それはどんなことになったんですか。

【松尾会長】 蔵書計画も大枠については決まっていると思うんですが、館長、いかがですか。

【図書館長】 まず基本となる蔵書については、6万冊程度というふうに考えています。それで、児童書が1万5,000、一般書が4万5,000ぐらい、この範囲の中で考える。ただ、これは当然、入れていく中で変動しますし、あるいはサービスを開始していく中で、どこか手厚い部分が必要であれば、それはそれで柔軟に蔵書構成については考えると、そういうふうなスタートで考えています。

それで、言われていた司書資格については、現在、開設準備担当を兼任で1人置いています。杉村主査を置いているんですが、それで24年度以降、開設準備のための専任職員がつけばということですが、つけば、そのまま杉村主査についてはそちらのほうに行っていただいて、運営に当たっていただくというふうなことを考えていますので、そういった意味では、もし直営でここはやるのであれば、司書資格者がそういった意味で配置はされるというふうなことです。それ以外に司書資格を持った者が配置されるかどうかというのは、これは、全体の配置の問題もありますので、どういうふうなぐあいになるのかは、ここではちょっとお答えができませんね。

【松尾会長】 蔵書計画については、書架の種類といいますか、それを決めなければならぬ段階に差しかかっていますので、そのときは、一般書籍、絵本、文庫や新書、AV資料をどの程度収集して、どこに置くのかということを決めていかなければならないと思うんですけど、そのときまでには図書館のほうでもより細かい計画というのが必要になってくると思います。

【松尾会長】 貫井北町の関係についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【松尾会長】 どうもありがとうございました。それでは、あと時間も30分を切っていますけれども、議題（3）のご説明をいただきたいと思います。

【図書館長】 それでは、議題3の図書館協議会条例の一部改正についてですが、お手元に資料をお配りさせていただいております。新旧対照表がお手元にありますでしょうか。4-1と4-2というのがありまして、これは基本的には、前回ご説明しましてご承認いただいているんですが、まず、資料4-1のところ、左側の改正条例、組織、第3条の2というところで、前項第6号には公募によるというふうに書いているんですが、これは、現行条例では、前項第5号には公募によるというふうことになっています。だから、これは文言の整理ということで、ここは追加になっています。条例についてはそこだけです。

次の資料4-2、これは要綱です。要綱のほうは、第3条のところの（4）のところ、家庭教育の向上に資する活動を行う者について、「小金井市立小中学校PTA連合会等に対し候補者の推薦を依頼する」というふうになっていますが、前回のときは、これは「等」がなくて、「小金井市立小中学校PTA連合会に対し候補者の推薦を依頼する」ということでしたが、あとでメールを差し上げて、ほかの団体をお願いするようなこともあり得るというふうなことで、これもご了解いただいているというふうに思っています。

あと、申し訳ないのですが、実は前回、要綱のところ、市民の定義というところでお諮りしたんですね。お諮りして、25歳というふうなお話をさせていただいて、ちょっと議論があって、そういった関係で、今回落としたというふうな経緯がございます。ただ、ここで第2次の公募市民を選定するに当たって、市報等に掲載する必要があるんで、それでちょっと調べましたのは、前回、それから、前々回と、市内在住・在勤で25歳以上の方というふうには、実は市報のほうではそういう形で出しているんで、要するに単純に市民ということではなくて、年齢制限等も書いて出ていることがわかりました。それで、今回、いろいろご意見をいただいておりますので、小金井市の市民参加条例の施行規則の条例第9条に、「公募委員になれる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住・在勤・在学の者とする」というふうなことがございましたので、今回につきましては、これをちょっと運用させていただいて、18歳以上で市内在住・在勤・在学の者ということで、こっちのほうはさせていただきました。

ただ、今後、この市民の定義につきましては、またお諮りをさせていただきたいと思います。ただ、今回の募集については、申しわけないんですが、市民参加条例の施行規則のほうを運用させていただいたということで、ご理解、ご承知いただきたいということです。

それで、条例の改正につきましては、9月議会のほうに上程予定で今、進めているところ
です。

以上です。

【松尾会長】 どうもありがとうございました。改正案と市民の定義、館長のほうから
説明がありましたけれども、いかがでしょうか。

【松尾会長】 構文上の表現なんですけど、1人以内という表現を使っていますが、以
内となるとゼロか1かという意味になる。普通、1人なら1人でいいと思うんですが、以
内という言葉が構文上入れたという意味は、いかがでしょうか。

【図書館長】 これは、総務のほうで文書審査を受けているんですね。総務のほうの文
書の書き方はこういう書き方で統一されているんですね。そういうことでご理解いただけ
ればと思います。

【松尾会長】 実質的な人間は1人ということですね。

【図書館長】 そうです。

【山口委員】 山口です。現行も、それから、改正も、これは図書館法でいうと旧図書
館法の枠組みなんですよね。今回、「家庭教育の向上に」というのは、新しい図書館法に書
かれているんだけど、旧の旧、もう一つ前の1999年以前の枠なんです。せっかく変
えるんだったらば、現行の図書館法に準じた形のものにしてはいかがかなと僕は率直に思
ったんです。ただ、現在の社会教育委員の方とか、社会教育関係団体から選ばれていると
いう現実がありますので、それを急激に変えるのは、いろいろまた異論も出てくることは
予想されますけれども、法に基づくというのも1つの考え方なんじゃないかということで、
あえてこういう形にされたことの何か理由があるのかなと見ているんですけども。

【図書館長】 私が非常に気にしていたのは、家庭教育の向上に資する活動をしている
者を1名入れるというふうなことで、入れるところと入れないところとあるんですけど、
そういうことが1つありました。

それから、あと学識経験者が4人というのはやはり多いということで、これは減らして
ほしいということがあって、それは市民、あるいは市民団体に置きかえてほしいというよ
うな意見がありましたので、そこで家庭教育の向上に活動している者と、それから、学識
経験者のところで何とか減らしてふやしたというふうなことで今回は処理させていただ
いたということです。

【松尾会長】 よろしいですか。

【山口委員】 いいですけど、先ほど時代に対応するというので、一時代、もう一昔の時代のままの枠になっているので。

【図書館長】 図書館法のほうは枠が緩やかになってきています。

【松尾会長】 でも、協議会の運営そのものがこれによって左右されるわけではないと思いますので、よろしいですか。それでは、図書館協議会条例の一部改正については、終了させていただきます。

その他はございますか。

(「なし」の声あり)

【松尾会長】 それでは、報告事項の(1)に入りたいと思います。「青少年のための科学の祭典」への参加について、ご説明をお願いします。

【浦野委員】 浦野です。もう既に第4回の準備会に入っています。その都度、準備会の内容については、各委員さんのほうにメールでご連絡しておりますので、細かい内容はここでは省略させていただきます。

ただ、今まで企画の時期、目的について鮮明にしていなかったもので、後づけにはなるんですけども、準備会を4回重ねていくうちに確固たるものになってきましたので、ここで一応確認という意味もございまして、明記させていただきました。

昨年、図書館協議会フォーラムを行いまして、そのときに、山口委員に、市民と図書館とのかけ橋が図書館協議会の新しい役割の1つであるというふうに講演されましたけれども、準備会を進めていくうちに、まさしくそうではないかなということに私は気づきましたので、今回の目的としては、図書館協議会が市民と図書館とのかけ橋になるためにこの企画をしたということで、目的とさせていただきますと思います。

企画の内容につきましても、これを読んでいただければおわかりになると思いますし、また、岡委員のほうからイメージ図を提供していただいておりますので、そのスケッチを見ていただければ、イメージの共有ができるかと思います。

予算等は、事務局からおおむね1万円が出ます。これではちょっとおさまり切らない場合もございまして、そのときには、去年と同様に、図書館協議会フォーラムをしたときと同じように、委員さん10名で割らせていただきたいと思いますんですけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【浦野委員】 あと、対象者は、例年、市内の者ということに関係なく、朝日新聞の武

蔵野版に出ますので、近郊の小・中学生とか、その保護者が集まってきます。また、市内の学校の先生方も来てくださいます。働きかけとして、ここにも書きましたけれども、わからないこと、読みたい本の内容があやふやな場合は、図書館で働いている人に、図書館の職員に質問するという方法もあるよというふうなアドバイスもしたり、図書館に行けば見つかるよというきっかけづくりになればいいんじゃないかなと思います。

ですから、図書館協議会のメンバーがこの日におりますけれども、また、中学生のボランティアもお願いしますけれども、そこで声かけみたいなことをすることによって、図書館とのかけ橋ができるのではないかと思います。

効果としては、ここにも書きましたけれども、5番目の、さらに多くの市民が図書館を利用し、市民の読書活動が活発になる。図書館が、赤ちゃんから高齢者まで幅広い層が気軽に利用できる重要な社会教育施設であることが市民の方にわかり、地域の知の拠点であることが利用者にわかってもらえるのではないかなと思っております。

今後の予定でございますけれども、この後、場合によっては備品の購入に出かけたり、9月4日に10時から、この地下の集会所をとっておりますので、カードの作成、リーフレットの作成等の作業をいたします。そして、9月10日、前日、こちらもこの地下の集会所をとっております。前日準備、また午後になりまして会場のほうに搬入ができますので、会場に行って準備等をいたします。当日は、こちらは8時半から、というのは、9時半に科学の祭典は開会式が行われますので、できたら8時半ぐらいに図書館でお借りできる本を搬出して、車で会場に持って行って掲示するという作業を始めまして、10時半から開会式で、その日は4時半が閉会式になりますので、4時半まで会場にしまして、そのあと片づけをしまして、遅くとも5時半には、お借りしました本をお返しできるのではないかなという予定になっております。

もう一つ、岡委員のほうでつくっていただきました「言の葉の樹作成にご参加ください」というプリントがあると思うんですけども、こちらを会場の大きな言の葉の樹の横に展示しまして、代表者に参加を呼びかけるという形になっております。

ほかに、岡委員、何かございますか。

【岡委員】 すみません。それで、図書館のほうにお願いしたいのは、買い出しに行くんですけども、部屋のイメージがわからないんですけども、担当の方がおっしゃるには、一方は窓で、ここみたいな感じで、こっちとこっちが教室だよということをおっしゃって、僕ら2人で壁のほうをお願いしたいと。ここでは困るので、お願いしたんですけども、

その壁というのは、どんな教室かわからないので、張れるものなんですか。

【山口委員】 張れますよ。

【岡委員】 壁というか、ばあっとカードを張るための、絵みたいな……。

【山口委員】 張れますよ。通常のこういうコンクリートの壁。

【岡委員】 それにテープで張っちゃって構わないですか。

【山口委員】 後がつかない紙ならば……、1日ぐらいではつかないと思うんですよ。

【岡委員】 じゃ、弱い粘着テープだったら構わないでしょうか。

【山口委員】 それはもう大丈夫です。黒板みたいなところに張っちゃうと、のりがついて問題なんだけれども、こういう壁だったら、半日ぐらい程度だったら大丈夫です。

【岡委員】 よくわからなくて、どうしようかと言って困っていたんですけど。じゃ、弱い粘着テープみたいなものであれば大丈夫ですかね。

【山口委員】 大丈夫です。例えば黒板だったら、模造紙みたいな大きなものを背景にしておいて、そこに張るとかね、そういうやり方もあるので、それは何とでもなります。

【岡委員】 じゃ、一応張れるということですね。

【山口委員】 はい。

【岡委員】 わかりました。それから、すみません、館長。買い出しに来て、9月のスタートまでちょっと置かせていただくスペースをお借りできないかなと思うんですが。

【図書館長】 何冊ぐらいあるんですか。

【岡委員】 いやいや、本じゃなくて備品なんですよ。そんなに大きなスペースはとらないと思うんですけど。

【図書館長】 上の事務室に置けるぐらいのものですか。

【岡委員】 置けますね。それを9月10日にここに持ってきて、ここで共同作業をしたいんです。そんなに大した量じゃないと思うんですよ。

【図書館長】 2階の旧電算室に入るかな。

【事務局】 パネルだけでしたら大丈夫でしょう。

【岡委員】 パネル6枚とか、これぐらいのパネルです。

【事務局】 事務室のほうにかぎのかかる部屋がありますので、そちらのほうでお預かりするということでもいいですか。

【岡委員】 そうですか。きょう、ちょっと2人で買い出しに行きますので、置かせていただければ助かります。

【浦野委員】　　ここで図書館のほうに確認をしておきたいんですけども、既に7月19日に団体登録は済ませまして、リクエスト本といいますか、貸していただきたい本のリストもお渡ししまして、その中で、図書館が所蔵されてない約20冊分を購入検討いただきたいということでお願いしております。リクエスト本を搬出するのは、9月11日の8時半なんですけれども、その時間でご協力いただけますでしょうか。前日に持って行って、もし何かあったら大変なことになるので、当日、開会式に間に合う時間ですとこの時間かなと思うんですけど、朝早くて申しわけないんですが。

【上石係長】　　8時半に貸し出すわけにはいかないの、前日に貸し出しをしておいて、取りにいらっしゃるの8時半で構いません。

【浦野委員】　　よろしいですか。じゃ、そのようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。で、5時半にはお返しに上がりますので、いいでしょうか。その点だけよろしくお願ひいたします。

皆さんからのリクエストは一応挙げてもらったんですけども、まだ小金井図書館に所蔵してあるものでリクエストがありましたら、浦野のほうに随時挙げていただければ、9月4日のカードを書く作業のときにいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

何かご質問ございますか。

【矢崎委員】　　質問じゃないんですけど、もし当日、皆さんで休憩したいとか、そういうことがあれば、うちのゼミ室があげますので、お弁当を食べたいとか、会場で食べる者もいるけれども、そこはちょっと私の特権でゼミ室を控え室みたいな形で用意することもできますので、ぜひ申し出てください。

【浦野委員】　　ありがとうございます。

【矢崎委員】　　それから、岡さんから、大きなコピーのあれがありましたけど、ほかに何かあれば、特に拡大コピーでやる部分があれば、私のほうで……。

【岡委員】　　いや、今のところはこれだけで。

【浦野委員】　　じゃ、9月4日と10日と11日の予定を皆さんに書いていただきたいと思ひますので、お願ひします。終日というのは無理でしょうから、可能な時間帯を書いていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【松尾会長】　　では、よろしくお願ひします。確認をさせていただきたい点が1つありますが、まず1つは、岡委員につくっていただきました「言の葉の樹作成にご参加くださ

い」 という文章ですけれども、資料3-2の案が入っていますが、きょう、文面を修正したのが白い紙でもう1枚配られていますけれども、白い紙のほうを見ていただいて、文面はこれを正式に協議会でご確認いただければと思います。

【岡委員】 館長、すみません。これ、小金井市立図書館という名前を使わせていただいていますけれども、きょうはそれについてご了解をいただきたいんですが。

【図書館長】 構わないですよ。

【岡委員】 ありがとうございます。

【事務局】 正式名称のほうがいいかなと思ひまして、図書館協議会が小金井が抜けていますので……。

【岡委員】 いや、中黒ですから。そういう意味で中黒でやっていますので。

【山口委員】 これはやっぱり正式に、中黒じゃなくて上下にちゃんと並べて。

正式名のほうがいいと思うんですよ。

【岡委員】 上下関係はありませんか。

【山口委員】 いや、図書館協議会を上によればいい。

【図書館長】 そうですね。小金井市立図書館協議会、この下に小金井市図書館と、二段構えにして。

【岡委員】 じゃ、小金井市立図書館協議会があって、下に小金井市立図書館と二段構えで。じゃ、添付で送りますので。

【山口委員】 これを印刷するんですか。

【岡委員】 そうです。それで、これをセブンイレブンとかでやると、どんどん大きくしていくと、モアレが出てきちゃうんですよ。

【山口委員】 それはうちでやれば。

【岡委員】 ぜひお願いします。

よろしいでしょうか。

それから、すみません。これは協議会の方をお願いしたいんですが、幾らかかるかわからないんですけれども……。きょう、何か書いてあるんですね。

【松尾会長】 はい。持ってきました。

【岡委員】 それは正確じゃないんですけれども、あそこを書いてあるように、会員になるとかなり割安になっちゃうんですよ。それで会員になったほうが安いんだったら会員になっちゃいますので、それについても了解いただきたいと思ひまして。500円なんで

すけれども、それで……。

【松尾会長】 会員になるということは、そのカードができるんですよ。

【岡委員】 そうです。

【松尾会長】 公費負担というわけにはいかないんじゃないかと私は思うんですけど。

【岡委員】 いや、それは（カードの協議会名義ができるか）わからないんです。

【松尾会長】 私たちの負担だったらいいですよ。この予算が事務局からおおむね1万円支給されるとなっていますけど、そのお金でカードをつくるということは公費になるから、そのカードを、じゃ、独占的にその後使うとなると、それはまた議論になっちゃうので。

【岡委員】 いや、そのカードは、次の方にも貸しても使えそうな気がしたのでね。

【松尾会長】 団体名ではそのカードはつくれないんですか。

【岡委員】 こちらは聞いてみましょうか。

【松尾会長】 そのカードは協議会の委員の負担分で作るんだっいたらいいと思うんですが、その辺も公費になるから、カードとして500円負担してね、それに領収書をつけてというのは……。

【岡委員】 一応、領収書は宛て名書きしなくてもいいとおっしゃいましたけれども、無記名のレシートでもいいとおっしゃいましたけれども、まあ、考え方によってはそうですね。

【松尾会長】 予算の関係ですけど、おおむね1万円は事務局から出ているということで、なるべくその範囲内でおさまるように使いたいと思いますが、もし足が出た場合については、前回同様、その分は協議会委員で割勘ということでよろしいでしょうか。

【岡委員】 だから、最初に500円にしようかと思ったんだけど、まあ、領収書がそういうことで他で使うことは無いですよ。会員でなくても買えますけれども、ちょっと割高なんですよ。

【松尾会長】 会員だと安くなるんですよ。

【岡委員】 そうなんですよ。だから、メンバーになったほうが安いのかなと思って。

【松尾会長】 もし会員になるんだっいたら、私たちの金で会員になる。公金の1万円を使うのは難しいから。というふうに思いますので。

【松尾会長】 それでやっていただければと思います。

【山口委員】 図書館長にお願いなんですけど、そのときに配る資料の中に、図書館の案

内を載せたいんですよ。それで地図を使いたいんですけども、これを使わせていただきたいんですが、何か加工できるようなもとの資料というのはいませんか。子どもの何とかというやつ、これに載っていたやつなんですけど、これは使えますか。あとはホームページに載っている図書館マップ、これもいいかなと思うんですけどね。これか、今のやつを使わせていただきたくて、もしもとのデータがあれば、加工させていただいて。

【図書館長】 あれはないですね。

【山口委員】 ホームページに載っている図書館マップはどうですかね。

【松尾会長】 画像で取り込めば、画像は加工できますから。ホームページですから、デスクトップにとれちゃいますから。

【山口委員】 この図だけのやつがあれば。

【松尾会長】 それは加工しますよ、データの切り張りは。

【山口委員】 じゃあ、これを使わせていただくということで、よろしく願いいたします。

【浦野委員】 リーフレットの印刷を、原稿ができれば図書館にお願いするんですけど、いつまでに原稿ができれば大丈夫ですか。

【佐藤係長】 平日であれば大丈夫なんですけれども、土日でなければ大体二、三日見ていただければ確実だと思います。

【松尾会長】 それでは、よろしいですかね。

それでは、あと議会関係についてご報告をしていただいて。

【図書館長】 それでは、議会関係について報告をいたします。平成23年の第2回定例会が6月1日から会期を延長して21日まで開催されました。図書館関係につきましては、一般質問、案件及び補正予算などいずれもございませんでした。ただ、厚生文教委員会において、公民館から、(仮称)小金井市貫井北町地域センター建設進捗状況について、口頭で行政報告があった関係で、図書館に関して質疑がございました。

まず、第1回市議会定例会に陳情で、1、(仮称)小金井市民地域センター準備として、責任者となるべく専任職員を早く決めてほしい。2、平成23年度の早い時期に児童担当を置き、児童サービス計画を作成してほしいという陳情書が採択されているが、その後どうなっているかのご質問がありました。これにつきましては、23年度の人事配置は、図書館は欠員を抱えている状況もあり、困難です。ただし、兼任職員として児童書に通じた図書館経験豊かな職員を兼任として充て、平成24年度から専任へつなげる考えは持つ

ています。児童サービス計画につきましては、陳情した団体と協議中で、進めている最中です。

次に、民間委託案は撤回するののかというふうなご質問がありました。部長のほうの答弁としまして、行革大綱の見直しも踏まえ図書館協議会、公民館運営審議会等にも諮っていききたい。また、新たに諮る機関をつくるかどうかについては決めていないと。

そして、佐藤市長に対しては、図書館の民間委託については、公約として図書館協議会の答申を尊重し、民間委託はしないとなっているが、というふうな質問がございました。市長答弁といたしましては、現場の意見を聞きながらやっていきたいというふうなお答えでした。なお、ここでお話した内容の質疑については、正確な内容につきましてはホームページで公開されている議事録をごらんになっていただきたいと思います。

議会関係につきましては、以上でございます。

【松尾会長】 議会関係の報告ですけれども、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。その他ありますか。

【図書館長】 お手元に第97回全国図書館大会・多摩大会の写しをお配りしています。本来は、緑色のものなのですが、ちょっと足りないので、コピーをさせていただきました。2011年10月13日から14日まで、多摩において全国図書館大会が開かれます。それで、図書館長協議会というのがあるんですが、図書館長が集まっている協議会なのですが、ここで第1分科会をやります。そこで、山口先生にいらしていただいて、講演をしていただくというふうなことで、今お願いをしてあります。図書館長協議会のほうも、去年、やっぱり山口先生をお呼びして講演をやっているんですが、今回はそれに引き続きというふうな意味合いもあってお願いをしていますので、もしお時間がありましたら、ぜひご参加くださればというふうに思っています。

以上です。

【松尾会長】 よろしいですか。私のほうも第18分科会で、「市民と図書館」という分科会らしいんですけど、そこに「図書館を支える市民の力、図書館協議会等の役割」として、図書館協議会の実践報告を30分ほどする予定でございます。

【図書館長】 それは松尾さんだけですか。

【松尾会長】 そうです。そこで小金井のことで町田のことを報告したいと考えております。

ほかに委員の皆さんからご発言はございませんか。では、よろしいですか。

それでは、第2回の小金井市立図書館協議会はこれで終了いたします。どうもお疲れさまでした。

— 了 —